

審査登録システムの手引き

ISO 22000 FOOD SAFETY MANAGEMENT SYSTEMS FSSC22000 FOOD SAFETY SYSTEM CERTIFICATION

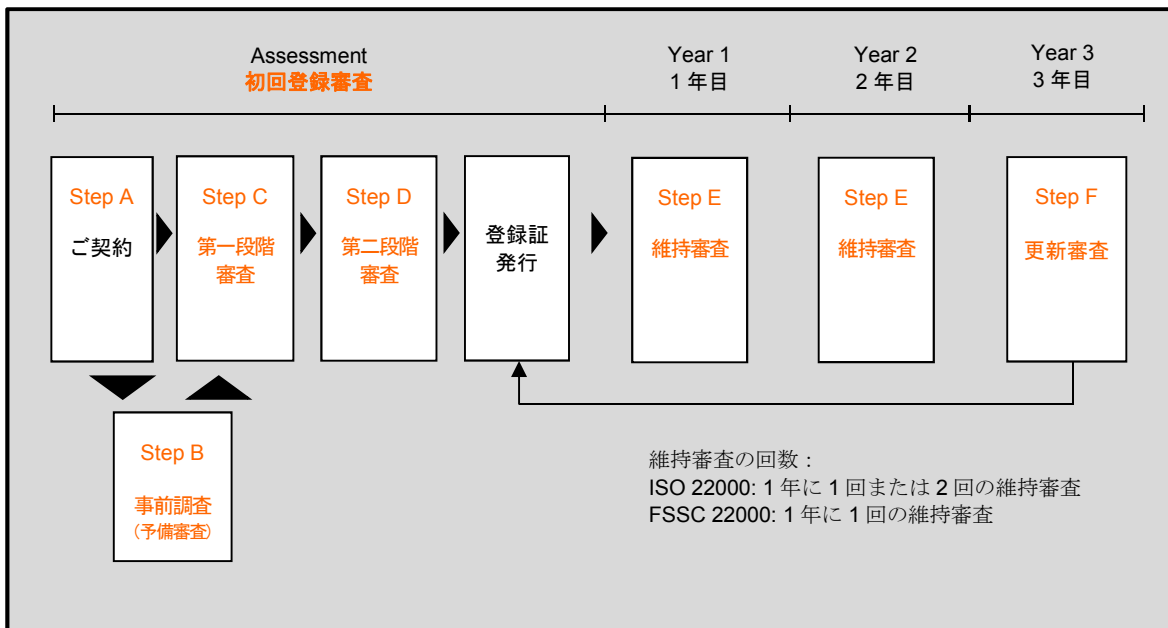
本文書では、ISO 22000、FSSC 22000の審査プロセスを概説いたします。
審査の各段階を概説し、各段階における必要事項のガイダンスをご説明いたします。

ISO 22000, FSSC 22000の認定について

SGSは、ISO22000やFSSC22000の食品マネジメントシステムについて、UKAS等の認定機関から認定を受けた認証機関です。

お見積書を準備する上で、御社のご登録範囲がUKAS等の認定範囲に含まれていることを確認いたします。

審査にて適合性が確認され、登録証が発行された後に、SGS及びUKAS等の認定機関双方のロゴマークをご利用いただくことが可能となります。



STEP A

SGS契約書の受領及び必要書類

所定の見積用アンケート(Questionnaire)を頂戴した後、SGSよりお見積書を発行します。また、御社担当のセールスが、審査プロセスの概要や御社のご希望等についてご説明いたします。

お見積書の有効期間は、3ヶ月となります。3ヶ月を過ぎた場合は、再度ご登録範囲を確認させていただき、必要に応じてお見積書を発行いたします。

ご申請: 申請にあたり費用は発生いたしません。

お見積書に添付されている「申請書(Application)」にご署名の上、SGSにご返送ください。申請書を受領後、審査プロセスの次のステップとして、審査日程を明示した「日程確認書」をお送りいたします。

申請時にお送りいただく資料について

申請の段階で御社システム文書を送付していただく必要はございませんが、もし文書を同封される場合は、管理版であることをご確認ください。お送りいただきましたシステム文書は、審査終了時にご返却いたします。

事前提出資料の提出は、第一段階審査の前にお願ひしております。詳細は、ご契約後にご送付する審査日の「日程確認書」でご確認ください。第一段階は現地審査にて実施いたします。

STEP B

事前調査(予備審査) (オプション)

事前調査(予備審査)はご要望に応じて実施いたします。

事前調査(予備審査)は、御社のマネジメントシステムが次の段階の認証登録へ向けた受審準備ができているかどうかを確認することを目的としています。御社がISO22000もしくはFSSC22000の全ての要求事項に対して検討されていることを検証いたします。

事前調査(予備審査)では、御社が初回登録審査に向けて、審査規格の要求事項に見合う十分な資源や、文書類が準備されているかどうかを確認し、次の段階(第一段階審査)へ進まれる前段階においてフィードバックを提供いたします。

STEP C

第一段階審査

第一段階審査は、申請書受領後に、現地審査にて実施いたします。第一段階審査では、食品安全マネジメントシステム文書、及び組織所在地、関連法規制、法令順守を含めたご登録範囲の評価を実施します。また、第一段階審査では、以下の内容を含みます。

- 組織の所在地及び事業所固有の条件の評価、及び第二段階審査までに準備すべき事項の確認
- 特に以下の事項に関連した規格要求事項に関する適合状況の確認
 - 前提条件プログラムが特定されており、事業内容にふさわしいものであること(たとえば、法規制による要求事項の遵守)
 - ハザード分析が完全かつ正確であること
 - FSMS の中に、食品安全ハザードの特定と評価に関する適切なプロセスと方法、およびそれに伴い、それらのハザードをオペレーショナル PRP もしくは HACCP プランのうちどちらで管理するか、そして管理方法(複数の組み合わせである場合もある)の選択とカテゴリー分けが含まれていること
 - 該当する認証範囲について、現時点で適用される食品安全法規を保持していること
 - 食品安全方針を達成できるような FSMS が作成されていること
 - 第二段階審査へ進むのに十分な内容の FSMS 実施プログラムがあること
 - 妥当性確認、検証および改善プログラムが ISO22000 規格の要求事項に適合していること
- 内部監査及びマネジメントレビューが計画され、実施されていること、及びマネジメントシステムの実施状況が第二段階審査に進むことのできるレベルにあることの確認。

第一段階審査では、規格への適合状況、更に第二段階審査への推薦に値する資源及び文書の準備状況を確認いたします。

第一段階審査終了後、指摘事項の概要を記載した第一段階審査報告書を発行します。この指摘事項に関しては、第二段階審査までにご対応をお願いします。また第一段階審査報告書を発行後、第二段階審査の審査計画書をお送りいたします。

STEP D

第二段階審査

第二段階審査は、第一段階審査で発行された指摘事項へのご対応を確認するために、通常は第一段階審査の数週間後に実施いたします。第一段階審査の結果によるご対応を考慮し、第二段階審査日程を計画いたします。

第二段階審査では、御社のマネジメントシステム文書、ISO22000もしくはFSSC22000に対する適合状況を確認いたします。

全ての審査結果は、御社のマネジメントシステムの効果的な実施、プロセス全体の管理、食品安全目標達成に向けての進捗に対する客観的証拠のサンプリング審査により決定されます。

SGSの審査は付加価値審査であり、御社のマネジメントシステムが目標に到達できることに寄与する審査手法となるように計画されています。

第二段階審査終了時に、審査員は指摘事項の内容に応じ、ご登録にかかわる推薦／勧告をいたします。この推薦／勧告は、審査中の指摘事項のレベルに基づきます。

審査指摘事項(規格への不適合)について:

審査で発見された不適合(審査規格に照らして適合していない事項)は、クリティカル、メジャー、マイナーに分類されます。

クリティカル、もしくはメジャー不適合が指摘され、マネジメントシステムの適合性が損なわれるような原因がある場合、登録の判定は是正処置が完了されるまで行われません。マイナー不適合は登録の判定を妨げることはありませんが、登録判定を遅らせることがあります。是正処置結果もしくは是正処置計画は登録判定前にSGSにて確認する必要があります。従って、是正処置結果もしくは是正処置計画を指定の期間内にて提示いただくようお願いいたします。完了したマイナー不適合の確認は次回訪問時に実施いたします。

審査報告書／審査登録証の発行:

第二段階審査終了時、審査員が審査現場にて登録の推薦、及び審査所見のご説明を行います。これには、審査のご登録範囲の確認を含みます。



審査報告書は、認証登録の判定権限をもったSGSの要員により検証され、登録判定の後、御社に、審査登録証を発送いたします。

その際、SGSロゴマーク、ISO22000もしくはFSSC22000のロゴマークの使用に関する規定を送付いたします。SGSでは、ご要望に応じて、審査登録証の贈呈式や、プレスリリースのお手伝いもしております。

STEP E

維持審査の実施

御社のご登録は、マネジメントシステムの適切な運用状況を確認することを条件に、有効性が保たれます。維持審査は、ISO 22000の場合は6ヶ月もしくは1年に1回、FSSC 22000の場合は年1回の間隔で、実施し、規格要求事項に従った御社の食品安全マネジメントシステムの継続的な運用を検証します。(ISO 22000については、維持審査回数のご希望を、お見積り段階にてお伺いいたします。)

第1回目の維持審査は、第二段階審査の最終日を基準に、12ヶ月以内に実施される必要があります。維持審査の審査計画は、審査実施前にご提出いたします。

FSSC 22000の審査では、FSSC 22000のスキームオーナーからの要求事項により、2回の維持審査の内、少なくともどちらか1回は「非通知審査(審査日を事前通知しない審査)」となります。

STEP F

3年ごとの更新審査

SGS は、認証の継続審査を実施します。更新審査では、初回登録審査と同等の再審査は要求されておりましたが、SGS では、維持審査と比較し、より綿密な形での更新審査を実施することとし、御社システムの全体の確認及びシステムのすべての側面をレビューしております。

更新審査の実施及び、クリティカル/メジャー不適合に対する完了処置は、登録の有効期限内に実施される必要があります。また、更新審査は、御社の新たな認証サイクルの最初の訪問審査となります。

その他

お支払いについて

SGS よりご請求書を発行します。ご請求書に記載されたお支払条件にて、指定の銀行口座にご入金ください。なお、手形でのお支払いはお引き受け致しかねますので、ご了承ください。

ご登録範囲の変更について

御社の認証が変更される場合、例えば、事業所やご登録範囲の追加もしくは削除、組織合併や吸収が発生する場合は、早急に SGS までご連絡ください。ご登録範囲の変更は、審査プロセスのどの時点であってもお受けし、変更内容に応じて契約書を発行いたします。変更審査は、維持審査/更新審査時に併せて実施することで審査費用を抑えることが可能です。またご希望により、単独での実施も可能です。

登録の移転について

御社が現在、認定された認証機関でご登録されており、その認証状況が適切である場合、いつでも SGS に登録移転することが可能です。SGS に移転される場合、御社の現在のご登録状況を確認させていただきます。その際には、現在の審査登録証の写し、初回、または、直近の更新審査の審査報告書、及び、それ以降の維持審査報告書、特定された不適合に対する是正処置報告書をご提出いただく必要があります。これらをレビューした後、現在の認証機関の登録を引き継ぐための登録移転審査のお見積書及び申請書を発行いたします。お見積書の内容にご了承いただけましたら、SGS にて、これまでの認証サイクルを引き継ぐ次の審査を実施いたします。

食品の安全性・合法性を考慮し、行政機関届出や、リコールを実施された場合について

行政機関への届け出やリコールを決定されてから 3 営業日以内に SGS へお知らせください。SGS では、御社が ISO 22000 または FSSC 22000 の登録を継続できるような適切な対応、是正処置等がとられているかどうかの詳細について確認させて頂いております。状況に応じて追加審査を実施させていただくことがあります。(この場合の審査費用は御社負担となります)

審査同行者について

御社の審査時に、審査員の他に、以下の同行者を伴う場合があります。(審査事前にお知らせしますので、ご協力をお願いいたします。)

- ・審査員になるためのトレーニング中の SGS 審査員補
- ・審査員の力量を確認するための SGS 内の内部監査員
- ・認定機関関連(UKAS 等)からの監査員(SGS の審査内容を監査するため)

SGSについて

SGS は、検査、検証、試験及び認証の世界的なリーディング・カンパニーです。SGS の品質及び高潔性は、グローバルベンチマークとして認識されています。90,000 名の従業員と共に、世界中に 2,000 ヶ所以上のオフィスと研究所のネットワークを構築しています。SGS では、下記の主要なサービスをご提供しております。

- ◆ 検査サービス – 貿易財の数量、重量及び品質の検査、確認サービスをご提供しております。
- ◆ 試験サービス – 様々な健康、安全性もしくは法的規格に対する製品の品質もしくはパフォーマンスに対する検査サービスをご提供しています。最先端技術を有する試験所を使用します。
- ◆ 認証サービス – 法規制にて要求される規格・基準もしくは国際標準化機構(もしくは各国の標準化機構)にて定められた規格(例えば、ISO9001)に対するシステム及びサービスに関する認証審査サービス、もしくは製品に関する認証審査サービスをご提供しています。またお客様のニーズに沿った独自の規格も開発しております。認定された認証機関としてのSGSは、プロフェッショナルかつ経験値の高い審査員による信頼性の高い認証審査サービスをご提供しております。
- ◆ 検証サービス – 国際標準もしくは国内法規制要求に準拠した製品もしくはサービスであることを証明する検証サービスをご提供しております。ローカルにおける幅広い産業分野における知識、信頼性の高い経験及び専門性とグローバル・ネットワークを組み合わせることで活用することにより、SGSは原材料から最終消費までのサプライ・チェーンをカバーすることができます。
- ◆ 教育訓練サービス – 様々なマネジメントシステム規格に関する教育訓練サービスをご提供しております。これらの教育訓練サービスは、SGSで開催するタイプのものだけでなく、御社のご要望に応じてe-ラーニング、御社に講師を派遣して実施することも可能です。

以上、ご案内申し上げます。

SGS ジャパン株式会社 食品認証部